

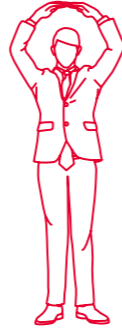
18歳になったら

「できること」「まだできないこと」

を知ろう!

18歳になったらできること

- 親の同意がなくても契約できる
 - ・携帯電話の契約
 - ・ローンを組む
 - ・クレジットカードをつくる
 - ・1人暮らしの部屋を借りる など
- 10年間有効のパスポートを取得する
- 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る
- 結婚
 - 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女ともに18歳に
- 性同一性障害の人が性別の取り扱いの変更審査を受けられる
- 裁判員に選ばれる可能性があります(令和5年から)
 - ※普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能



契約に関する注意点はここ!

成年になると親の同意がなくても自分で契約ができるようになりますが、未成年者取消権は行使できません。つまり、契約を結ぶかどうかを決めるのも自分自身になります。

契約にはさまざまなルールがあり、そうした知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。社会経験に乏しく、保護がなくなったばかりの成年を狙い打ちにする悪質な業者もいます!



20歳にならないとできないこと

- 飲酒
- 喫煙
- 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券)の購入
- 養子を迎える
- 大型・中型自動車免許の取得



令和4年4月1日から

成年年齢が18歳になります

民法が定める成年年齢とは

- ①一人で有効な契約をすることができる年齢
- ②父母の親権に服さなくなる年齢

未成年者が契約を締結するには父母の同意が必要であり、同意なく締結した契約は、後で取り消すことができます。また、父母は未成年者の監護と教育をする義務を負います。成年年齢が18歳に引き下がると、18歳になった方は一人で有効な契約をすることができ、父母の親権にも服さなくなります。

さらに、今回の改正法では、女性が結婚することができる年齢についても見直され、現在16歳の婚姻開始年齢が18歳に引き上げられました。男女とも18歳にならないと結婚することができません。

Point!

- 18歳から一人で有効な契約をすることができる

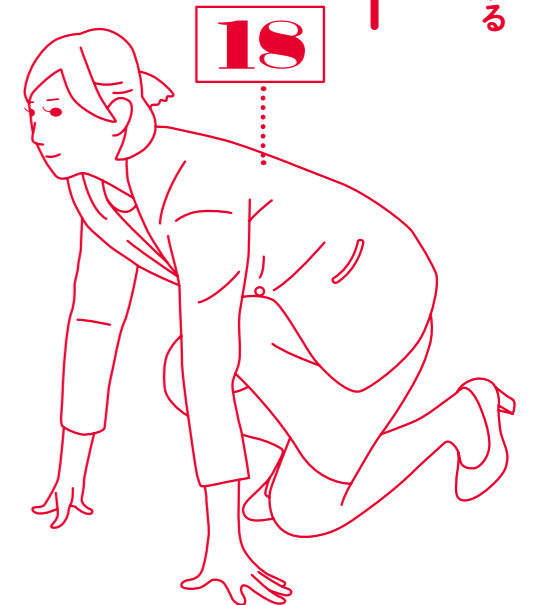
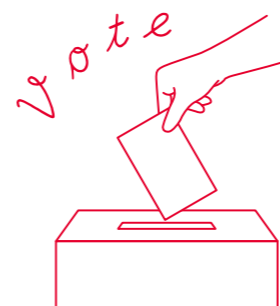
→ 後から取り消すことができない!

- 男女とも婚姻開始年齢が18歳に
- 施行は令和4年4月1日から

なぜ18歳にするの?

日本では明治9年以来、成年年齢は20歳とされてきました。近年、「憲法改正国民投票の投票権年齢」や「公職選挙法の選挙権年齢」などが18歳に定められるなど、18歳、19歳の方も国政上の重要な事項の判断に参加してもらうための政策が進められています。

こうした流れを踏まえ、市民生活に関する基本法である民法でも、18歳以上の方を大人として扱うのが適当ではないかという議論がされるようになりました。世界的にも成年年齢を18歳とする国が主流。これらのことから今回、成年年齢が18歳に引き下げられることになりました。



平成30年6月に、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げるなどとする「民法の一部を改正する法律」が成立し、4月1日から施行されます。

Q&A

Q.安芸高田市の成人式はどうなりますか?

A.令和4年度以降に実施する成人式(名称は変更予定)はこれまで通り対象年齢を20歳(当該年度内に20歳を迎える方)とし、8月15日に開催します。

Q.契約関係などで消費者トラブルに巻き込まれた場合や困ったことが起きた場合、どこに相談したらよいですか?

A.一人で悩まず、下記の窓口にご相談ください。

消費生活相談窓口(安芸高田市)

消費生活相談員が悪質な商取引に関する相談に応じます(電話・窓口)。

【毎週火曜日】9時30分~12時、13時~16時30分

☎42-1143

※上記以外の平日(8時30分~17時15分)は危機管理課の職員が対応します。

消費者ホットライン「188」

地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を無料でご案内します(通話料が発生します)。

日本司法支援センター(法テラス)

法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口を無料で紹介します(通話料が発生します)。

☎0570-078374

(IP電話からは03-6745-5600)

【平日】9時~21時 【土曜】9時~17時

※祝日・年末年始を除く

※メールによるお問い合わせは法テラスホームページで24時間受付中

